

平成15年度 介護保険の利用状況

2千205人の方が介護サービスを利用

介護保険制度は、社会全体で介護を支える仕組みとして平成12年度にスタートし、4年半が経過しました。今月は、平成15年度の数値から、市の介護保険の利用状況をお知らせします。



友達とおしゃべりや軽い運動でいつまでも元気でいられるように

**認定率は約12%
前年度比約400人増**

表1は、人口に占める高齢者の割合を示した高齢化率と65歳以上(第1号被保険者)の

●人口に占める高齢化率と要介護(要支援)認定率の比較 (表1)

区分	全国平均	埼玉県平均	狭山市
高齢化率	19.0%	14.9%	14.4%
		14.7%	14.6%
要介護 要支援 認定率	14.7%	11.4%	11.4%
	14.9%	11.6%	11.7%

上段の数値は平成15年10月1日現在、下段は平成16年1月1日現在

方のうち、介護サービスを利用する際に必要な要介護(要支援)認定を受けている方の割合を表しています。

市の高齢化率は、全国や埼玉県の平均に比べて低い数値を示しています。しかし、市でも高齢化は進んでいて、介護保険制度が発足した平成12年度に11.7%だった高齢化率は、16年10月には15.1%で、4年半で約3.4%増加しています。また、認定の申請も年々増え、16年10月現在の認定率は12.2%となっています。

表2は、要介護(要支援)認定者数を表しています。認定を受けている方の数は、2千995人で、12年度1千537人の約1.9倍に増えています。また、14年度からは約400人増えています。これら

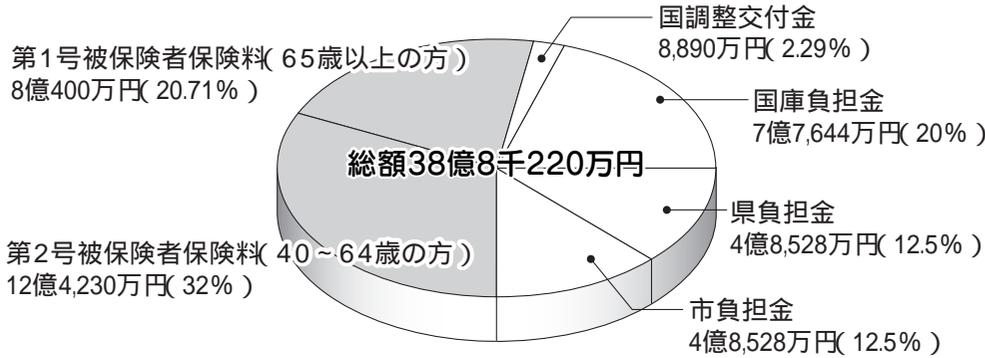
(表2:平成16年3月末現在)

●要介護度別の認定者数

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数(人)	197	1,032	552	411	427	376	2,995
構成比	6.6%	34.6%	18.4%	13.7%	14.2%	12.5%	100.0%
第1号被保険者	192	973	513	393	404	351	2,826
65歳～75歳未満	44	208	112	79	71	65	579
75歳以上	148	765	401	314	333	286	2,247
第2号被保険者	5	59	39	18	23	25	169

の数値から、介護保険が身近な制度として定着してきていると考えられます。

●15年度の介護保険給付費の財源内訳(グラフ1)



●介護サービスの利用者数

(表3:平成16年3月末現在)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
居宅サービス	人数	117	690	367	224	145	89	1,632
	構成比	7.2%	42.3%	22.5%	13.7%	8.9%	5.4%	100.0%
施設サービス	人数		31	80	108	167	187	573
	構成比		5.4%	13.9%	18.8%	29.2%	32.7%	100.0%

●15年度の介護サービス種類別の利用状況

(表4)

サービスの種類	利用件数など	保険給付費(円)	前年度比
居宅サービス	56,847件	16億9,717万4,411	23.7%
訪問介護	9,669件	3億5,044万8,232	24.6%
訪問入浴介護	788件	3,792万8,588	28.7%
訪問看護	3,750件	1億1,815万4,660	0.9%
訪問リハビリ	164件	271万2,987	6.2%
通所介護	7,268件	3億9,144万5,048	24.6%
通所リハビリ	3,127件	1億7,317万9,526	2.7%
福祉用具貸与	8,305件	1億1,027万6,910	25.4%
居宅療養管理指導	1,326件	1,099万3,080	3.3%
短期入所	2,725件	1億9,198万3,617	11.4%
グループホーム 1	189件	4,132万0,003	71.0%
有料老人ホーム 2	476件	7,115万8,435	1199.7%
居宅介護支援	18,460件	1億5,693万5,456	34.4%
福祉用具購入	314件	758万5,695	5.3%
住宅改修	286件	3,305万2,174	12.5%
施設サービス	573人	21億5,071万1,075	8.4%
介護老人福祉施設	291人	9億7,968万1,484	26.0%
介護老人保健施設	169人	5億9,724万4,651	8.7%
介護療養型医療施設	113人	5億7,378万4,940	3.9%
計		38億4,788万5,486	14.7%
高額介護サービス費	62,156件	2,703万1,135	9.6%
審査支払手数料	4,204件	728万4,673	17.5%
合計		38億8,220万1,294	14.4%

1 痴呆対応型共同生活介護 2 特定施設入所者生活介護

保険給付費は前年度比約4億9千万円増
介護サービスを利用するご利用者の9割相当が介護保険から給付されます。平成15年度の総額は、グラフ1のとおり約38億8千万円です。この

財源は、皆さんの保険料と国・県・市の公費で賄われています。保険料の内訳は、65歳以上の方が全体の20.71%、40歳から64歳の方が32%となっています。65歳以上の方の保険料は、保険給付費から算出したもので、所得などに応じて5

段階に分けられています。第2期介護保険事業計画期間内の15年度から17年度の市の基準月額額は2千955円です。なお、利用者一人当たりの1か月の保険給付費は、居宅サービスが約8万6千661円、施設サービスが約31万2

千785円となっています。**居宅サービスの65%要介護1・2の方が利用**
表3と表4は、介護サービスの利用者数とサービス種類別の利用状況です。認定を受

けている2千995人の約4分の3の方がサービスを利用し、14年度に比べ居宅サービス、施設サービス共に増えています。
居宅サービスでは、食事や入浴などの身体介助、生活援助を受ける訪問介護や訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与などを利用する方が増えています。また、痴呆の方が共同生活をしながら介護が受けられるグループホームと有料老人ホームが大幅に伸びています。

良質なサービスの提供体制の整備に努めます

介護保険制度が、要介護状態になることの予防と要介護状態の軽減に、より効果を上げられるよう、現在国で制度改正が検討されています。市も提供するサービスの質の向上と計画的な施設整備の促進に一層努めます。

介護サービスの利用・保険料・認定など不明なことはお気軽にご相談ください。

問合せ介護保険課へ

内線1552